

## 用語解説

## あ 行

### ■SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを掲げている。

### ■沿道緑化

街路樹などの道路緑化に対して、道路に沿った民有地(店舗、事業所、工場、住宅など)の緑化のこと。

### ■オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称のこと。

### ■屋上緑化

身近な「緑」を創出するために建物の屋上等に植栽することで、屋根の断熱性能が高まり、省エネルギー効果や都市における気温低減効果がある。

## か 行

### ■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

### ■街区公園

主として街区内に居住する住民の利用に供することを目的とし、1箇所あたり公園面積0.25haを標準として配置される都市公園のこと。

### ■河川区域

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸堤防の川裏法尻までの間の河川としての役割をもつ土地のこと。洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される。

### ■河川法

日本の国土保全や公共利害に関係のある重要な河川を指定し、これらの管理・治水及び利用等を定めた法律のこと。

### ■緩衝緑地

自動車交通の排気ガスや工場の操業による騒音等の影響を和らげることを目的に設けられる植樹帯等のこと。

## ■既存ストック

これまでに整備された道路、公園、下水道といった都市基盤施設や公共建築物などのこと。

## ■近隣公園

主として近隣の居住する住民の利用に供することを目的とし、1箇所あたり公園面積2haを標準として配置される都市公園のこと。

## ■クラウドファンディング

特定のプロジェクトを実施するために、主としてインターネットを通じて不特定多数の人から資金調達する仕組みのこと。

## ■グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

## ■グリーンインフラ推進戦略

国土交通省において、有識者により設立された「グリーンインフラ懇談会」で検討が進められ、2019年7月に策定・公表した戦略のこと。グリーンインフラの活用を推進すべき場面や、グリーンインフラの取組を推進する方策等を取りまとめている。

## ■グリーン成長戦略

2050カーボンニュートラルに伴う経済と環境の好循環につなげるための産業政策として、経済産業省が関係省庁との連携により2021年6月に策定した戦略のこと。産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り具体的な見通しを示している。

## ■景観協定制度

住民自らが、地域のより良い景観の維持・増進を図るため、自主的な規制を行うことができる制度のこと。

## ■景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずるための、景観についての総合的な法律のこと。

## ■広域公園

都市公園法に基づく公園の一種で、一つの市町村の区域を越える広域のレクリエーションの需要を充足することを目的として設置された公園のこと。北勢中央公園がこれにあたる。

## ■公共公益施設

公共施設は道路、河川、公園などの施設、公益施設は公益事業(サービス)で用いる施設のことで、教育施設、社会福祉施設、行政サービス施設、医療施設、鉄道施設などがあり、公共公益施設はそれらを総称した呼称。

## ■公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。

## ■工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施、工場立地に関する準則等を公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律のこと。

## ■高水敷

河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のこと。大きな洪水の時には水に浸かる。

## ■国定公園

日本において、国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園のことで、国立公園が国の直接管理であるのに対し、国定公園は都道府県が管理する。

## ■国土強靱化基本計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第10条に基づく計画のことで、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。

## ■国土形成計画

国土形成計画法に基づき、国土の自然的条件を考慮して、日本の経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するために定められる総合的かつ基本的な計画のこと。日本全国の区域について定める全国計画と、ブロック単位の地方ごとに定める広域地方計画(首都圏、近畿圏、中部圏、東北圏、北陸圏、中国圏、四国圏、九州圏)で構成される。

## ■国土交通グリーンチャレンジ

2050年カーボンニュートラルや気候危機への対応など、グリーン社会の実現に貢献するため、国土交通省の環境分野でのグリーン技術を含めた施策などを取りまとめた重点プロジェクトのこと。

## ■国土のグランドデザイン2050

急速に進む人口減少や巨大災害の切迫等、国土形成計画策定後の国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050年を見据えた国土づくりの理念や考え方を示すもの。2014年7月公表。

## ■国連気候変動枠組条約

1992年、国連の下に採択された、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として国際的な枠組みを設定した環境条約のこと。地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことを掲げている。

## ■COP

締約国会議(Conference of the Parties)の略。多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。開催頻度は条約ごとに締約国によって決定される。

## ■コンパクト＋ネットワーク

「国土のグランドデザイン2050」において提示された考え方で、「コンパクト」とは空間的な密度を高める「まとまり」、「ネットワーク」とは地域と地域の「つながり」を意味しており、行政や医療・介護、福祉、商業、金融、エネルギー供給等生活に必要な各種サービスが効率的に提供できるよう、これらの機能を一定の地域に集約することで「まとまり」をつくり、交通や情報ネットワークによって「まとまり」同士を結ぶ「つながり」をつくること。

# さ 行

## ■市街化区域

都市計画法による区域区分のひとつで、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

## ■市街化調整区域

都市計画法による区域区分のひとつで、市街化を抑制すべき区域のこと。

## ■施設緑地

主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地のことで、都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。

## ■自然環境保全地域

優れた自然環境を保全するため、自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定した地域のこと。優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している河川、植物の自生地、野生動物の生息地等が指定される。

## ■自然環境保全法

国民が将来に渡って自然の恵みを受けることができるように、自然環境の保全に関する基本的事項を定めた法律のこと。

## ■自然公園

優れた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域のことで、自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などがある。

## ■自然公園法

優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいの増進を目的とし、自然公園を国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類に体系化して、それぞれの指定、計画、保護規制等について規定した法律のこと。

## ■市民農園

都市の住民が、自家消費用野菜や花の栽培などの目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

## ■市民緑地制度

都市緑地法に基づき、里山など民有緑地の保全と創出を図るため、地方公共団体などが、民有地の土地所有者と契約を結び、地域団体との協働により民有緑地の整備と維持管理を図り、一定期間その緑地を地域住民に公開する制度のこと。

## ■樹木保存法

都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的として、保存樹または保存樹林の指定に関する規定を定めた「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」のこと。

## ■植生遷移

植物が土地で生育することによる環境形成作用が主な原因となり、時とともに場所の環境が変化して行く現象のこと。

## ■新型コロナ危機

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、政治、社会、経済、人々の生活に突発的に発生した甚大な影響あるいは、不安定かつ危険な状況のこと。多くの人々の生命を奪った社会的危機、国民の間に分断を生んだ政治的危機、移動の制限から経済活動を急減速させた経済危機であり、また人々の生活様式に大きな変化をもたらすなど、歴史的な出来事である。

## ■森林法

森林・林業基本法(1964)と共に、日本の森林・林業関係の基本的な法律のことで、所管は農林水産省・林野庁。全国森林計画・地域森林計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、森林施業計画制度、保安林制度等が主な内容であり、資源政策的な側面を基軸としつつ、産業政策的な面も兼ね備えている。

## ■水源涵養（水源の涵養）

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

## ■スーパーメガリージョン

人口減少下にある我が国において、リニア中央新幹線による対流の活発化及びそれによる新たな価値の創造を図り、我が国全体の持続的な成長につなげていく核となるもののこと。

## ■ストック効果

整備された産業や生活の基盤となる公共施設が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期に渡って得られる効果のこと。

## ■生産緑地地区

都市計画法に定められた、農林漁業との調和を図ることを主目的とした地域地区のひとつ。市街化区域内の農地のうち、生産緑地法に規定される一定の要件を満たし、市町村により指定された地区を指す。

## ■生産緑地法

農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めた法律のこと。

## ■生物多様性

生態系を構成する動植物や微生物等、全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、さらに地域毎の生態系の多様性を含めた包括的な概念のこと。

## ■生物多様性条約

1992年、国連の下に採択された、生物多様性の保全や、遺伝資源の利用から生まれる利益の公正かつ衡平な配分を目的として国際的な枠組みを設定した条約のこと。個別の野生生物種や、特定地域の生態系に限らず、地球規模の広がりでも生物多様性を考え、その保全を目指す。

## ■総合公園

都市公園の一種で、都市に居住する住民全般の運動、休息、鑑賞、散歩、遊戯等の総合的な利用に供することを目的とする公園のこと。南部丘陵公園や泊山公園、垂坂公園・羽津山緑地、三滝公園がこれにあたる。

# た 行

## ■多自然川づくり

これまでの「多自然型川づくり」から脱却し、これからの川づくりとして、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うこと。

## ■脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。CO<sub>2</sub>の排出量と吸収量を相殺してゼロとする「カーボンニュートラル」も、「CO<sub>2</sub>実質ゼロ」を意味する脱炭素社会の同義語として用いられている。

## ■地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、都道府県が森林施策や整備目標を定める地域森林計画の対象となる民有林のこと。開発の許可制度や伐採の届出制度の対象となる。

## ■地域制緑地

都市緑地法や都市計画法などの法令等によって指定されている緑地のこと。

## ■地区計画

都市計画法により、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画のこと。

## ■特定生産緑地制度

指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、農地等利害関係人の同意に基づき、買取申出が可能となる期日を10年延期する制度のこと。

## ■特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する地区のこと。

## ■土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。

## ■都市アセット

官民の既存ストックのうち、利活用が都市生活の質や都市活動の利便性向上に資するもののこと。

## ■都市計画区域

都市計画を定め、実施するべき区域のことで、行政区域にこだわらずに実質的に一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。都道府県が指定する。

## ■都市公園

基本的には都市計画に都市施設として定められていた公園や緑地のことで、地方公共団体によって設置されたものをいうが、都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地は含まれる。また、国が整備した国営公園も含む。住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園に大別され、緩衝緑地や緑道、墓園等の特殊公園等も都市公園である。

## ■都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の推進に資することを目的として制定された法律のこと。

## ■都市農地

市街化区域内の農地のこと。

## ■都市緑地法

都市における緑地保全、緑化推進を目的として、緑の基本計画や各種制度が定められている法律のこと。旧称は都市緑地保全法だが、2004年の法改正により現行の都市緑地法に改称となった。

## な 行

### ■二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林のことで、クヌギ、コナラの多い雑木林などのように、繰り返し伐採される萌芽林も多い。

### ■ニューノーマル

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、劇的に変化した「新しい生活様式」のこと。

### ■農業振興地域整備法

正式には「農業振興地域の整備に関する法律」といい、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講じ、農業の健全な発展を図り、国土資源の合理的な利用に寄与するための法律のこと。

### ■農業振興地域・農用地区域

「農業振興地域」とは、今後、相当期間(概ね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域のこと。国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて指定されるもの。

「農用地区域」とは、農業振興地域内における農用地等として利用すべき土地の区域のこと。市町村が定める「農業振興地域整備計画」中の「農用地利用計画」において指定される。集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地が対象となる。

## は 行

### ■Park-PFI制度

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。

## ■パートナーシップ

英国や米国では、複数の個人または法人が共同で出資し、共同で事業を営む組織のことをいうが、ここでは、住民・住民活動団体・企業と行政の協力関係を指す。

## ■パブリックスペース

公共的空間のこと。誰もが自由に出入りでき、公衆に開放された場所を指す。

## ■パリ協定

2015年12月、フランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において採択された、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組のこと。

## ■ヒートアイランド現象

都市部における気温が、郊外部と比べて高温になる現象のこと。地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われ、水分の蒸発による気温の低下が抑えられることが原因とされる。

## ■ビオトープ

生物群集の生息空間を指す言葉のこと。語源は、ギリシャ語の「bios(生物)」とドイツ語の「topos(場所)」である。

## ■風致地区

都市計画法に定められた地域地区のひとつ。都市の風致(樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観)を維持するために定める区域のこと。風致地区内では、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等について規制される。

## ■文化財保護法

文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律のこと。

## ■壁面緑化

市街地内に「緑」を創出するために、建築物の壁面等にフラワーポットなどを設置し、蔦(つた)等のつる性植物で壁面を覆うこと。

## ■保安林区域

森林法に基づき、水源涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要がある森林を対象として指定する区域のこと。区域内では、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

## ■ポケットパーク

「ベスト・ポケット・パーク」の略で、洋服のチョッキ「ベスト」についているポケットのように小さい規模の公園の意味。都市の中の小公園のこと。

## ■保全配慮地区

都市緑地法に基づき指定される、緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区のこと。

## ■PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つの行動で構成され、これらを連続して繰り返し行うことにより、質の向上や事業の円滑化を実現させようというシステムのこと。

## ま 行

### ■民間活力

経済の活性化や内需拡大を目的とした、公共投資に頼らない民間企業による大型設備投資、大規模開発投資などのこと。

### ■民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。

## や 行

### ■遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

### ■優良農地

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地のこと。

## ら 行

### ■ランドスケープ

建築やデザインの分野などにおいて、都市や公園、広場における空間のデザインを意味する。

### ■流域治水

河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させるという考え方のこと。

### ■レインガーデン

地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間のこと。雨水流出抑制に加え、水質浄化、修景・緑化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待できる。

### ■緑化重点地区

都市緑地法に基づき、緑化地域以外であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区のこと。

### ■緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意により、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のこと。

### ■緑地保全地域

都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度のこと。

### ■臨港地区

港湾施設及び港湾の管理運営に必要な地域として、都市計画法により定められているものであり、この地域において、一定の行為の規制を行い、港湾活動の円滑化と港湾機能の確保を図ろうとするものこと。